○法務省告示第三百二十三号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の規定に基づき、平成二十八年法務省告示第五百四十五号（出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し法務大臣が定める国、地域及び行政区画を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の法務大臣が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モナコ公国、モーリシャス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第三項第一号の法務大臣が定める国、地域及び行政区画は、アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モナコ公国、モーリシャス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア、レソト王国、台湾、香港及びマカオとする。

附　則

この告示は、平成二十九年七月一日から施行する。

○法務省告示第三百二十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年六月三十日

法務大臣　金田　勝年

住所　京都市右京区西院西平町３番地９
朱三烈　昭和27年３月23日生

朱在英　昭和53年11月３日生

住所　京都市左京区八瀬野瀬町267番地
蔡福江　昭和31年４月５日生

住所　京都市上京区小川通上立売下る上小川町106番地
金秀樹　昭和44年12月５日生

住所　京都市伏見区醍醐新開１番地24
金康枝　昭和50年７月13日生

住所　京都市下京区朱雀正会町35番地
崔聡美　昭和51年６月６日生

住所　京都市伏見区深草墨染町９番地２
梁惠美　昭和58年９月28日生

住所　京都市北区衣笠開キ町165番地
呉龍圭　昭和58年12月15日生

住所　京都市南区吉祥院石原南町39番地11
琴基秀　昭和55年11月18日生

住所　京都市南区久世上久世町820番地９
李良子　昭和18年９月８日生

卞佳世　昭和48年11月26日生

住所　京都市南区東九条東御霊町52番地23
黄知毅　平成７年１月26日生

黄尚毅　平成８年２月９日生

住所　大阪市東淀川区上新庄２丁目４番29号
金太　昭和36年10月13日生

曺京子　昭和38年４月２日生

金嵐　平成６年２月15日生

住所　大阪市生野区巽西３丁目９番６号
金早苗　昭和38年10月24日生

住所　大阪市生野区巽北２丁目11番10号
李殉斯　昭和43年12月12日生

朴順美　昭和48年10月９日生

李幸俊　平成９年９月９日生

李翔太　平成11年12月22日生

李恭輔　平成14年９月５日生

李宗憲　平成19年12月19日生

住所　神奈川県平塚市横内3931番地
呉増盛　昭和60年10月10日生

住所　神戸市長田区東尻池町７丁目７番11号
金留理子　昭和32年２月９日生

趙江利　昭和58年12月11日生

住所　神戸市兵庫区西橘通１丁目１番16―402号
趙恵　昭和56年７月30日生

住所　神戸市東灘区西岡本２丁目７番４―423号
朴義枝　昭和36年９月15日生

李紗季　昭和61年12月23日生

李里圭　平成５年３月27日生

住所　神戸市東灘区御影塚町２丁目15番５号
朴千佳　昭和50年２月10日生

住所　神戸市中央区港島中町３丁目２番地１
朴祐佳　昭和55年９月17日生

住所　神戸市中央区雲井通３丁目１番１―1101号
姜永寛　昭和59年11月30日生

住所　神戸市西区枝吉４丁目152番地
姜里紗　昭和56年11月６日生

住所　兵庫県西宮市甲陽園東山町11番17号
姜守仁　昭和60年８月９日生

住所　兵庫県西宮市森下町８番21―505号
裵宣勝　昭和58年11月21日生

住所　兵庫県西宮市浜松原町２番17―814号
金明美　昭和60年２月１日生

住所　兵庫県芦屋市高浜町５番１―651号
呉誠哲　昭和55年８月24日生

住所　兵庫県芦屋市陽光町５番４―607号
李恵子　昭和43年９月８日生

住所　兵庫県三田市三輪３丁目６番21―812号
巽加世己　昭和49年２月22日生

住所　兵庫県伊丹市池尻７丁目95番地６
柳成俊　平成元年３月11日生

住所　兵庫県川西市小戸３丁目23番11号
梁秀治　昭和45年２月４日生

住所　兵庫県尼崎市次屋３丁目６番47号
張哉浩　昭和41年６月16日生

住所　兵庫県尼崎市東園田町６丁目46番地１
朴今連　昭和12年１月25日生

住所　兵庫県尼崎市西昆陽１丁目９番18―２号
巽常吉　昭和47年８月16日生

住所　兵庫県尼崎市常吉１丁目５番20―206号
崔鐘与　平成元年６月６日生

住所　兵庫県加古郡稲美町国岡１丁目84番地
巽和浩　昭和50年１月４日生

住所　兵庫県加古川市加古川町稲屋393番地６
関越　昭和62年８月１日生